

現在の位置： [トップページ](#) > [くると流山](#) > [バックナンバー](#) > [平成30年度](#) > [平成31年3月](#) > [「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が制定](#)

くると流山 「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が制定

ページ番号1021107

更新日 平成31年3月23日

平成31年3月15日（金曜日）、流山市議会第1回定例会において、「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が全会一致で可決されました。

当日、聴覚障害者団体の「流山市デフ協会」の皆さんや関係者の方々は、傍聴席にて状況を見守り、条例が可決された時には待ちに待った瞬間、歓喜し涙があふれていました。



この日のために、デフ協会の皆さんは横断幕を作成しており、条例制定を記念して市長室で記念撮影を行いました。この条例制定をきっかけに、手話に対する理解、聴覚障害者やろう者に対する理解、手話が言語として認められてこなかった歴史的背景など、市民の皆さんに理解の普及を図り、障害のあるなしにかかわらず、市民が共生できる社会の実現を目指します。